

新しい保険証は

7月下旬
に郵送

届いていますか

問い合わせ 保健医療課 ☎ 2141

8月1日から更新しています。

後期高齢者医療被保険者証（紫色）、
国民健康保険被保険者証（茶色）、
国民健康保険被保険者証兼高齢受給
者証（茶色）

保険証が届いていない方

宛先不明で届いていない場合がある
りますので、保健医療課にご確認く
ださい。

また、保険証を紛失された場合は、
再交付の手続きが必要です。印鑑と
免許証など顔写真付きの本人確認が
できる身分証明書を持って保健医療
課またはお近くの支所で手続きして
ください。

国保ミニ知識

①③④の場合は必ず、届出が必要です。

①就職や退職などの場合

就職して、会社などから保険証を
受け取ったら、保健医療課または支所

に、できるだけ早く届け出てください。
届出がないと社会保険などに加入
したことを、市では把握できません。
そのため、国保に加入したままになり、
保険料が掛かり続けることになります。
また、退職した場合は、会社から
資格喪失証明書を渡されるので、証
明書の発行日から14日以内に届け出
てください。必要な書類などが揃っ
ていれば、その場で国保の保険証を
発行します。ただし、代理人の場合は、
委任状がなければ、ご自宅へ郵送す
ることになります。

届出に必要なもの

○社会保険等に参加した場合

①加入者全員の「社会保険等被保険
者証」（国保以外の保険に加入した
日を確認するため）

②印鑑

③国保の保険証

④マイナンバーが分かるもの（加入
者全員・世帯主・窓口手続きに
来られる方）

○国保に加入する場合

①資格喪失証明書（資格の喪失日や
喪失した人などの確認のため）

②印鑑

③身分証明書（免許証、パスポート、
マイナンバーカード、住基カード
等）

④マイナンバーが分かるもの（加入
者全員・世帯主・窓口手続きに
来られる方）

②会社都合などで職場を 退職した場合

会社の倒産や解雇、雇用期間満了
などの理由で職場を退職した方の国
民健康保険料を、一定期間軽減する
制度があります。

①ハローワークで交付する「雇用保
険受給資格者証」②「保険証」③「印
鑑」を持って、保健医療課または支
所で手続きをしてください。

③交通事故にあった場合

交通事故など、第三者から傷病を
受けた場合、必ず保健医療課に連絡し、
「第三者行為による被害届」を提出
してください。

本来、治療費は加害者が支払うも
のですが、一時的に国保が立て替え
払いをし、後から加害者に請求します。
また、示談する場合には、事前に必
ず保健医療課に相談してください。

思わぬ落とし穴に気をつけよう
保険証が変わったら、

すぐに医療機関へ連絡

会社などに就職し、社会保険など
に加入したら、加入日を確認し、現
在治療を受けている医療機関へ、す
ぐに連絡しましょう。

社会保険などに加入した後、国保
の保険証を使用した場合は、自己負
担以外の医療費部分（窓口で3割支
払っていた場合は、残りの7割部分
の医療費）を返納していただくこと
になります。

こんなときはどうするの？

Q 就職して社会保険に加入した
けど、すぐに保険証が届かず、
しかたなく国保の保険証を
使ってしまった。この場合も
医療費の返納の対象になるこ
とがありますか。

A 返納の対象です。事前に会社で
社会保険などの加入証明書を発
行してもらうか、医療機関に事
情を説明してください。
自己負担分以外の医療費は、加
入している医療保険者が負担す
ることになりますので、加入資
格を確認し正しく保険証を使用
してください。